

(案)

令和6年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長

意見書

地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構の令和5年度に係る業務の実績に関する知事の評価について、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

令和5年度地方独立行政法人山梨県立病院機構業務実績評価書（原案）のとおり評価することは妥当である。

(案)

令和6年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長

意見書

地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構の第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する知事の評価について、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

地方独立行政法人山梨県立病院機構第3期中期目標期間に係る業務実績評価書（原案）のとおり評価することは妥当である。